

令和8年8月17日

会 員 各 位

公益社団法人新潟県薬剤師会

会長 荻野 構一

令和8年熊本地震義援金の募集について

いつも当会の事業運営にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記の件については、令和8年8月6日付け通知で依頼したところですが、依頼文中の義援金の税法上の取扱いについて、日本薬剤師会から囲みのとおり訂正がありましたので、お知らせします。

【訂正箇所】 取消線の箇所を削除。

5 義援金の税制上の取扱いについて

このたびの義援金は「特定公益増進法人に対する寄附金」に該当いたします。個人の方は寄附金控除（所得控除、~~または税額控除~~）、法人の方は「一般の寄附金」とは別枠で損金算入が可能です。（以下省略）

訂正後の地震義援金の募集の取扱いは、以下のとおりとなります。よろしくお願いいたします。

記

1 義援金送金先（恐縮ながら払込料金は皆様のご負担でお願い申し上げます。）

【郵便振替貯金口座】：00120-7-13712

【口座名義】：公益社団法人 日本薬剤師会

※払込取扱票等の通信欄に「令和8年熊本地震義援金」である旨ご記載下さい。（通信欄がない場合は払込人名の前に「クマモトギエンキン」と付記して下さい。）

※ゆうちょ銀行以外の金融機関からの送金の場合は、支店名（〇一九店（ゼロイチキョウ店）、支店コード019）及び預金種別（当座）の記載も必要となります。口座番号は0013712となります。

※送金していただいた義援金は原則として返金いたしません。

2 義援金の取扱期間

令和8年8月3日から当分の間（締切：令和8年10月末日）

3 義援金の取扱い方法

日本薬剤師会から、被災された県薬剤師会を通じ被災会員に贈呈されます。

4 募集結果の報告

都道府県薬剤師会に報告するとともに、日本薬剤師会雑誌並びに日薬ホームページに掲載されます。

5 義援金の税制上の取扱いについて

このたびの義援金は「特定公益増進法人に対する寄附金」に該当いたします。個人の方は寄附金控除（所得控除）、法人の方は「一般の寄附金」とは別枠で損金算入が可能です。領収書が必要な方にはご希望に応じて発行されます。「特定公益増進法人に対する寄附金 領収書発行依頼フォーム」（Excelファイル）に必要事項をご入力の上、日本薬剤師会 会計・厚生課までメールでお送り下さい。

(gienkin@nichiyaku.or.jp)

「特定公益増進法人に対する寄附金 領収書発行依頼フォーム」は <https://x.gd/F4q48> か右のQRコードからダウンロードしてください。着金確認後、ご入力の住所へ領収書が送付されます。領収書発行にお時間をいただく場合がございます。



なお、寄附金控除等の詳細につきましては、国税庁のホームページをご覧になるか、管轄税務署等にお問い合わせ下さい。

【義援金の振込みについての問合せ先】

日本薬剤師会会計・厚生課 TEL03-3353-1190

〒160-8389東京都新宿区四谷3-3-1 四谷安田ビル7階